

助成募集要項

■採用予定団体数

9団体

■募集期間

2024年5月1日～2024年6月30日(当日消印有効)

■応募書類提出先

〒107-0052

東京都港区赤坂2-8-14-304号ラミアール赤坂

一般財団法人 東京ファンドレイジング協会

■応募書類・応募方法

申請においては、以下の書面をすべて当財団に提出してください。

(1)助成申請書(ホームページからもダウンロードできます)

活動の様子がわかる写真を添付

(2)助成を必要とする根拠となる施設および活動の案内書(パンフレット)・参考資料等

■助成対象事業について

(1)子ども食堂の運営に対する助成

・年間の運営に必要な食費や会場の賃借料などを助成します。

(例)団体自体の運営維持費用、食材購入費用、会場賃借料、水道光熱費、子ども食堂についての広報費、通信費、交通費、保険料など

・上限40万円まで。

(2)子ども食堂の開設・拡充に伴う設備助成

・子ども食堂の開設・拡充に必要な備品(食器、調理器具、家具等)の購入費用を助成します。

(既に開設している場合は、新たに必要な備品の購入費用も含まれます。)

(例)冷蔵庫、電子レンジ、ガスコンロ、トースター、ホットプレート、包丁、食器、テーブル

・上限40万円まで、9団体に助成

※(1)と(2)の併願はできません。

■助成対象団体の応募要件

以下の要件をすべて満たす団体を助成対象とします。

(1)子ども食堂の事業を通じた食支援活動を、東京都内の特定の場所で月4回以上実施すること

(2)活動を行う構成員が5人以上であること

(3)子ども食堂の開催に際し、安全面及び衛生面の配慮がなされていること

(4)助成終了後も活動を継続する意思があること

(5)営利を目的とする団体・事業ではないこと

(6)団体活動を通じて、政治的または宗教的活動を行わないこと

(7)基金の寄附者と特別な利害関係にないこと

(8)反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関わりのないこと

■助成対象団体の欠格事由

助成団体選考規程では、助成対象団体の欠格事由とします。

(1)営利を目的とする団体・事業

(2)宗教上の活動を目的とする事業

(3)政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

(4)基金の寄附者と特別な利害関係にあると判断される団体・事業

(5)当財団の助成としてふさわしくない団体・事業

■助成対象期間

2024年7月25日～2025年7月24日

■助成決定等

- ・助成決定は、応募団体宛にメールで通知します。
- ・助成決定団体は助成金受領における誓約書に同意いただきます。
- ・助成金は、別途指定の口座に振り込みます。
- ・助成金の給付期間終了後6ヶ月以内に、助成金の給付を受け、どのように役立ったかの報告書(ワード1000字～2000字程度)を具体的にメールまたは郵送にて、当財団宛に提出していただきます。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求める場合があります。
- ・助成事業活動報告会の開催を予定しております。活動の発表などご協力をお願いする場合があります。

■助成対象団体等

以下の要件をすべて満たす団体のみ応募資格を有します。

- (1)子ども食堂の事業を通じた食支援活動を、東京都内の特定の場所で月4回以上実施すること
- (2)活動を行う構成員が5人以上であること
- (3)子ども食堂の開催に際し、安全面及び衛生面の配慮がなされていること
- (4)助成終了後も活動を継続する意思があること
- (5)団体活動を通じて、政治的または宗教的活動を行わないこと
- (6)反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関わりのないこと

■選考基準

以下の基準を斟酌の上、選考委員会により検討・選考したうえで当法人選考委員会にて決定し、当該団体等に当法人から直接通知します。なお、選考過程や個別の審査内容に関するお問合せには応じかねますので、ご了承ください。

- (1)助成団体の活動の場が東京都内にあること。
- (2)一定の規約等を定めており、定期的な活動実態があること。
- (3)助成金の対象となる事業を、完遂する見込みがあること。
- (4)事業の会計・経理が明確であること。

■申請者の遵守事項

応募後、助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1)虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受け取らないこと
- (2)事業計画(申請書)に即した目的に使用すること
- (3)助成金の用途を変更する場合は、速やかに当財団に連絡すること。
- (4)助成期間の事業が完了した日から起算して1か月以内に、「実績報告書」を当財団に提出すること。

※上記(1)、(2)に違反した場合は助成金を返還していただきます。

(3)について当該連絡がない場合、及び(4)について実業報告書の提出が確認されない場合は、同様に助成金を返還していただく場合がございます。

また、助成金に余剰金が発生した場合も、原則、返還していただきます。

■個人情報の取り扱いについて

助成申請書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、個人情報保護に関する基本方針及び同規定により取り扱うこととし本事業の運営管理の目的にのみ、使用します。

■スケジュール

2024年5月1日 公募開始

2024年6月30日 公募締切

2024年7月1日から 選考

2024年7月中旬 選考結果通知

2024年7月25日までに助成金交付